

山口県内火葬場 料金一覧表 (下関市訂正後)

H30.10.1現在

県内市	市外利用者料金				市内利用者料金				待合室料・式場料等
	大人	子供	胎児	胞衣等	大人	子供	胎児	胞衣等	
山陽小野田市	35,000	25,000	18,000	7,000	5,000	3,500	2,500	1,000	上段は、H31.7.1適用案 2斎場 待合室料なし
	30,000	21,000	15,000	6,000	4,000	700	500	200	
下関市	49,000	35,900	17,900	7,900	9,000	0	0	400	H30.4.1改正 6斎場のうち、 大谷斎場…2時間 5,230円 等あり
	48,000	35,200	17,600	7,900	6,000	0	0	400	
宇部市	30,000	15,000	9,000	6,000	5,000	2,500	1,500	1,000	1斎場 待合室料なし
美祢市	30,000	20,000	5,000	5,000	3,000	2,000	2,000	2,000	1斎場 待合室料なし
長門市	30,000	20,000	10,000	5,000	3,000	2,000	1,000	1,000	4斎場 待合室料なし
萩市	30,860	24,680	12,340	6,480	5,150	4,110	2,060	1,080	4斎場、やすらぎ苑…3時間 2,160円 等あり 式場 13,820円
山口市	30,000	20,000	5,000	3,000	0	0	0	0	4斎場のうち 仁保斎場…2時間 3,240円 徳地斎場…2時間 1,740円 嘉川斎場…2時間 3,240円 等あり 葬祭 21,600円
防府市	35,000	25,000	12,000	3,000	0	0	0	1,500	2斎場ともに2時間 3,000円 等あり 式場 30,800円
周南市	36,000	20,000	8,000	3,240	0	0	0	0	3斎場 待合室料なし 通夜 10,080円、葬儀 21,600円
下松市	36,000	20,000	8,000	3,240	0	0	0	0	1斎場 御屋敷山斎場 待合室料なし
光市	36,000	20,000	8,000	3,240	0	0	0	0	
柳井市	30,000	24,000	7,500	3,000	10,000	8,000	2,500	1,000	2斎場のうち 柳井市斎苑…2時間 3,240円 大畠斎場 …待合室通夜 5,400円 通夜 10,800円、式場 16,200円
岩国市	16,000	10,000	10,000	4,110	5,000	3,000	3,000	2,050	7斎場 待合室料なし 通夜 14,380円、告別 20,560円

※ 待合室以外にも、葬祭場や霊安室、多目的室などの使用料を設定している施設あり

<市内料金の算出>

◎パターン1

H31 から H35 までの 5 年間の電気料金と燃料費の合計 47,000 千円…① を以下の計算によって求めた 12 歳以上の火葬件数に換算した火葬件数 4,686.7 人…② で除することにより、12 歳以上 1 体あたりの火葬に係る経費を算出する。

種別体系に基づき、12 歳以上火葬件数に係数「1」を、12 歳未満に「0.7」を、死産児に「0.5」を、胞衣等に「0.2」を乗じて得た数値を合計することにより、5 年間の全火葬件数を 12 歳以上の火葬件数に換算する。

12 歳以上	: 4,302 人 × 1 = 4,302 人	
12 歳未満	: 7 人 × 0.7 = 4.9 人	
死産児	: 54 人 × 0.5 = 27 人	
胞衣等	: 1,737 人 × 0.2 = 352.8 人	合計 4,686.7 人…②

⇒ 12 歳以上 1 体あたりの火葬に係る経費

$$\text{① } 47,000 \text{ 千円} \div \text{② } 4686.7 \div \underline{10,028 \text{ 円}}$$

これにより 12 歳以上の使用料を 10,000 円とすると

12 歳以上	: 10,000 円 × 1 = 10,000 円 (←1,000 円)
12 歳未満	: 10,000 円 × 0.7 = 7,000 円 (←700 円)
死産児	: 10,000 円 × 0.5 = 5,000 円 (←500 円)
胞衣等	: 10,000 円 × 0.2 = 2,000 円 (←200 円)

※斎場に係る維持管理費の主なものは、指定管理料（人件費、電気料等）と燃料費である。パターン1では、単純にこの先 5 年の間で火葬にかかる電気料と燃料費の合計を過去 5 年の実績に基づいた火葬件数で除したものである。電気の基本料金までが含まれている。

※指定管理料の人件費やその他経費は、市民サービスと考える

※新たな斎場ということも考慮しても、現行使用料の 10 倍となる。

他市の状況と比較すると一番高い使用料となる。

◎パターン2

H31 から H35 までの 5 年間の電気料金 27,000 千円から基本料金の 15,000 千円を差し引いた 12,000 千円…③ を 12 歳以上の火葬件数に換算した火葬件数 4,686.7 人…② で除し、この額に、火葬一体あたりにかかるとされる灯油使用料を加算する。

$$\begin{array}{r} \textcircled{3} \quad 12,000 \text{ 千円} \div \textcircled{2} \quad 4,686.7 \text{ 人} \quad \doteq \quad 2,560 \text{ 円} \\ \text{灯油量 } 500/\text{体} \times \text{単価 } 85 \text{ 円}/\text{ℓ} \quad = \quad 4,250 \text{ 円} \\ \hline \text{合計} \quad \quad \quad 6,810 \text{ 円} \end{array}$$

⇒ これにより 12 歳以上の使用料を 7,000 円とすると

{	12 歳以上 : 7,000 円 × 1 = 7,000 円 (←1,000 円)	
	12 歳未満 : 7,000 円 × 0.7 = 4,900 円 (←700 円)	※5,000 円
	死産児 : 7,000 円 × 0.5 = 3,500 円 (←500 円)	
	胞衣等 : 7,000 円 × 0.2 = 1,400 円 (←200 円)	※1,500 円

(端数調整あり)

※パターン2では、この先5年間で想定される電気料から基本料金を差し引き、過去の5年の実績に基づく火葬件数で除したものである。よって、この電気料は、その時の火葬一体にかかる火葬炉の電気代と空調や照明に必要な電気料と考える。それに火葬一体分の燃料費を加えたものであるため、合計額は、ご遺族が入室から告別、火葬、収骨、退室に至るまでの一連の電気料及び燃料費で実費に近い金額と考えたい。なお、水道代は微少であり算出根拠には含まないが、加えることにより設定の7,000円を大幅に超えるわけではない。

※指定管理料の人件費やその他経費と電気基本料金は、市民サービスと考える。

※実費に近いと想定されるパターンである。

他市よりも高く、隣接市(宇部市、下関市、美祢市)と比較しても、若干高い使用料となる。

◎パターン3

12歳以上の火葬一体あたりにかかる電気量及び灯油量のみによる算出

(火葬炉メーカーによる実績予測を一部参考)

電気量 30kwh/体 . . . 単価 15 円/kwh

灯油量 50ℓ/体 . . . 単価 85 円/ℓ

$$\Rightarrow (30\text{kwh} \times @15\text{円}) + (50\ell \times @85\text{円}) = 4,700\text{円}$$

これによ、他市との均衡を考慮し、12歳以上の使用料を5,000円とすると

12歳以上	: 5,000円 × 1 = 5,000円	(←1,000円)
12歳未満	: 5,000円 × 0.7 = 3,500円	(←700円)
死産児	: 5,000円 × 0.5 = 2,500円	(←500円)
胞衣等	: 5,000円 × 0.2 = 1,000円	(←200円)

※火葬時のみの電気料と灯油量のみである。

火葬以外の経費は、市民サービスと考える。

<市外料金の算出>

H31 から H35 までの5年間の指定管理料と燃料費の合計 141,014 千円…③を

12歳以上の火葬件数に換算した火葬件数 4,686.7 人…②で除することにより、

12歳以上1体あたりの火葬に係る経費を算出する。

⇒ 12歳以上1体当たりの火葬に係る経費

$$\frac{141,014 \text{ ③}}{4686.7 \text{ ②}} \div \underline{30,088 \text{ 円}}$$

これに、当市市民の負担増等と他市との均衡を考慮し、12歳以上の使用料を35,000円とする。

12歳以上	: 35,000円 × 1 = 35,000円	
12歳未満	: 35,000円 × 0.7 = 24,500円	※25,000円
死産児	: 35,000円 × 0.5 = 17,500円	※18,000円
胞衣等	: 35,000円 × 0.2 = 7,000円	(端数調整あり)